

Ⅱ 遺 跡

1 遺跡の概観

土 層 発掘区域は旧三笠中学校の校庭であるため、20～80cmの厚さで校庭造成時の盛土がある。盛土の下層の状況は、後述する中世の畦遺構（南北方向の堤）を境として東方と西方でことなる。東側、つまりH中央地区の東部とH東地区では佐保川の氾濫によるとみられる砂層が一面に厚く推積する。この砂層は上層の粗砂と下層の細砂にわかれる。上層は10～40cmの厚さであり、下層は5～20cmの厚さで、層中には室町時代のこけら経など信仰に関する遺物があった。砂層の下には上から順に褐色砂質土ないしは灰褐色粘質土と黒灰色砂質土が、それぞれ10～20cmの厚さで水平に推積するが、これは地山ではなく土器片や瓦片の遺物をふくむ。この下層の黄灰色あるいは暗灰色を呈する砂層、およびこの砂層の下にある青灰色粘質土が地山であり、古墳時代の溝（SD881）もこの面で検出した（fig. 5・6）。

南北方向の堤の西方では、盛土の下に水田の耕作土と床土が20～35cmの厚さではば水平に推積する。その下層に灰褐色砂質土と、褐色粘質土がある。上部の灰褐色砂質土は遺物が混在する整地土で、柱穴などはこの層の上面から掘りこむ。下部の褐色粘質土は地山であって、H中央地区の北部では灰褐色粘質土はなく、暗灰褐色粘質土となる。実際の遺構検出は、地山上部の遺物包含層を除いた地山面で行ったが、奈良時代以降の遺構面はかなり削平されているようである。なお、遺構の上面を標高でみれば、おおむね発掘区全域で60m±30cm以内におさまる。

古代の遺構 遺構は左京三条二坊十・十五坪内に形成されたものであり、奈良時代の初期から平安時代におよぶ期間に属し、A・B・C・D

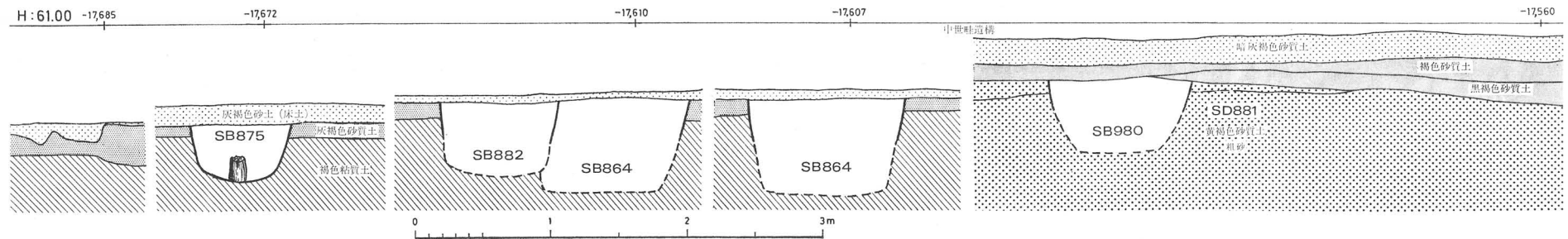


fig. 5 6 A F I-H区堆積土層図

II 遺 跡

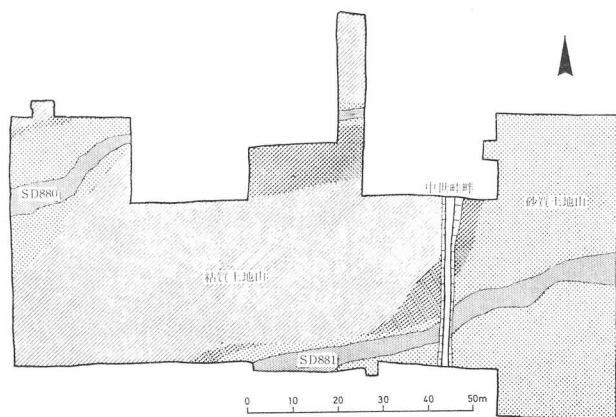


fig. 6 6 A F I-H区の地山

の4期に区別できる。奈良時代の建物配置の基本は、東西棟の建物2・3棟を1群とする2群を坪の東西に並置する点にある。坪の外周の柵などから一定の間隔をおいて内の囲みともいうべき断続する柵をめぐらし、その内に規模の大きい主屋を中心として、前後に付属屋、井戸などを配する。奈良末期ないしは平安時代になるとこの坪は東西に2分されたらしく、遺構は発掘区の東方に集中している。この場合も大きな主屋を中心に小さな付属屋を配するが、奈良時代のような規格性はみとめられない。

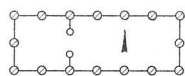
中世以降の遺構 H中央地区の東寄りに南北方向の堤がある。その幅は3.5～5mで、奈良時代の遺構面の上に盛土したものであり、中央に溝をとす。この堤は十五坪内での平安時代の遺構の西限とほぼ一致しており、平安時代以降の地割りにもとづき、近世まで存続したものであろう。H中央地区の東限にあるS A1059は奈良時代には坪を画する築地であるが、平城京廃絶後は水田の畦畔として存続している。

古墳時代の溝 発掘区の南東と北西で古墳時代の溝を検出した。南東のSD 881は発掘区の東辺中央から南辺中央に向かって西流する溝で、幅3～7.5m、深さ1.2m。3時期の土砂が堆積し、遺物を包含する。土器と木器からなる遺物は5世紀から6世紀に至る間に存在したことを示す。北西のSD 880も西流する溝であり、その全幅は未確認であるが4～6.5m以上、深さ1.5m前後で、数層にわかれる土砂が堆積している。遺物によって5世紀から7世紀ごろまで存在したことがわかる。

2 遺 構

予備調査 A・B・Cの3本のトレンチを設定した。いずれも盛土・耕土・床土を除くと遺構面に達する。Aトレンチの南北方向の小路(S X873)、Bトレンチの東西方向の小路とかがえられる遺構がある。それらは砂礫および粘質土の地山を掘りこんだもので、上部は耕作時に削平されている。小路は路面と両側の側溝からなり、側溝の外側には築地が存在したようである。築地の内には土壌があり、多くの土器片や瓦片が堆積している。

第83・86次調査 検出した主な遺構は、建物31棟、柵30条、溝7条、築地1条、道路1条、井戸6基である。ほかに中世以降の溝、土壌などがあるが記述の対象としない。以下、南方から北方へ向かって遺構の説明を行なう*。
S B974 (P L.3) H東地区。6間×2間(17.7×6.0m)の東西棟建物。桁行、梁行ともに10尺等間。柱掘形は西妻中央を除いて、一辺1.4～1.6m、深さ0.6mの方形。柱抜取痕跡をとどめる。西から2間目の柱筋に間仕切りがあり、建物を東4間と西2間にわける。間仕切りの2つの柱掘形は方0.6mでごく浅い。



* 模式図凡例 ●柱根 ○柱痕跡 ⊗柱抜取痕跡 ○柱穴のみ ……推定 ▲は北をしめす。

S A 975 (P L. 3) H東地区。S B 974の北で建物に平行する東西方向の柵。3間分 (8.9m) を検出する。西端の柱穴はS A 1004と共有。

S A 976 (P L. 3) H東地区。南北方向の柵。7間分 (12.2m) を検出。柱間はおおむね7尺。不定形の小柱穴で、3穴に柱根をとどめている。北端でS A 977と結ぶ。

S A 977 (P L. 3) H東地区。東西方向の柵。4間分 (7.3m) を検出。西端でS A 976と結ぶ。

S A 1003 (P L. 3) H東地区。4間 (7.9m) の東西方向の柵。東端はS A 1004と結び、西端はS A 969の南から2間目の柱につなぐ。

S A 1004 (P L. 3) H東地区。S B 974の西妻柱筋にそろって南北方向の柵。S B 974の西北隅柱から北へ4間 (7.6m) のびたのち西に折れ、S A 1003と結ぶ。柱穴は小さく不整形である。

S A 1005 (P L. 3) H東地区。東西方向の柵、6間分 (13.9m) を検出、東端はS A 1006と結ぶ。柱間と柱穴はともに不揃い。

S A 1006 (P L. 3) H東地区。南北方向の柵。5間分 (11m) を検出。南端はS A 1005と結ぶ。柱間と柱穴はともに不揃い。

S A 969 (P L. 3) H中央地区。発掘区を南北に縦断する柵。13間 (26.8m) を検出する。北端はS B 980の北側柱列の位置あたりからはじまり、南端は発掘区外へのびる。柱間は7尺等間で一部に柱根をとどめる。

S B 970 (P L. 4) H中央地区。5間×4間 (15.0×13.0m) の南北廂東西棟建物。柱間は身舎で10尺等間、廂で12尺。柱掘形は不定形であるが、廂の柱掘形は身舎の柱掘形よりも少しく小さい。直径35cm程度の柱根をとどめるものがある。柱掘形に礎板を敷くものがあり、角材のもの3例、河原石のもの2例、塼をおくもの2例を確認している。また身舎西北隅の柱掘形の底から和同開珎1枚が出土した。南廂西端の柱穴がS E 967に、身舎北東隅の柱穴がS B 980に重複しており、両者の遺構よりも新しいことがわかる。

S B 980 (P L. 4) H東地区。7間×4間 (18.0×10.2m) の四面廂東西棟建物。中央5間に縁束の柱穴がある。柱間は身舎桁行9尺等間、身舎梁行10尺等間、廂7尺。柱掘形は身舎で1.5×1.2m、深さ0.75~0.9m、廂では方1m前後、深さ0.6m前後、縁束の柱掘形はさらに小さい。一部の柱穴に柱根をとどめるものがある。

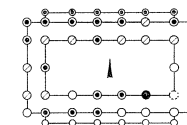
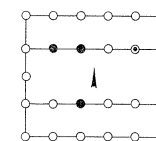
S A 966 (P L. 4) H中央地区。南北方向の柵。8間分 (19.7m) を検出。南半の4間は8尺等間で、北半の4間は10尺と7.5尺である。南端でS A 1002と結び、中央でS A 1001と結ぶ。

S A 1002 (P L. 4) H中央地区。東西方向の柵。2間分 (4.8m) を検出。西端はS A 966と結ぶ。

S A 1001 (P L. 4) H中央地区。東西方向の柵。6間分 (14.5m) を検出。ただ、東から2穴目の柱穴は確認していない。隣りあう柱穴を少しく南北にずらし、千鳥の配列をとる。

S B 971 (P L. 4) H中央地区。3間×2間 (6.3×4.4m) の東西棟建物。柱間は桁行7尺、梁行は西妻で7.5尺の等間、東妻では9尺と6尺である。柱の掘形は方0.6m前後。

S B 995 (P L. 4) H中央地区。3間×2間 (7.2×3.6m) の東西棟建物。柱間は南側柱桁行が8尺等間であるが、北側柱桁行は不揃い。



Ⅱ 遺 跡

梁行は6尺等間。棟通りにそって内部に床東らしい小柱穴がある。S B 971の北側柱に重複しており、S B 971よりも新しい。

S B 996 (P L. 4) H中央地区。7間×2間(12.4×4.1m)の東西棟建物。未検出の柱穴が多いが、一応建物にかんがえておく。重複関係から、S B 971, S B 995よりも古いことがわかる。

S A 997 (P L. 4) H東地区。南北方向の柵。4間(8.4m)のびて北端で1間分東に折れる。

S A 998 (P L. 4) H東地区。東西方向で3間(8.2m)の柵。重複関係では、S A 997, S B 980よりも新しい。

S E 967 (P L. 3) H中央区。一辺3.6m, 深さ1.4m程度の方形掘形に、井戸枠をくむ。井戸枠は3段をとどめ、長さ1.5m, 幅27cm, 厚さ5cmの板材の両端に凸凹の枘差し仕口をほどこし、さらに鉄釘で固定して井桁状に組みあげたもの。上下の板をつなぐため、板の側面中央に太枘穴を穿ち太枘をはめる。井戸底には2~5cmの厚さで砂利を敷きつめ、埋土には瓦, 土器, 木器などの遺物があった。なおこの掘形の埋土にS B 970の廂柱穴が掘り込まれている(P L. 12)。

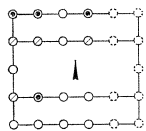
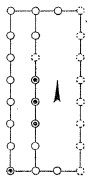
S E 968 (P L. 3) H中央地区。直径2m前後のまるい掘形の井戸。井戸枠はすでに抜かれているが、掘形の下部は一辺70cm程度の方形を呈し、暗灰色の砂がつまった穴があり、これが井戸枠の痕跡であろう。その上部には断面が凸レンズ状の堆積層があり、若干の土器類を包含していた(P L. 12)。

S E 978 (P L. 4) H東地区。一辺1.4m, 深さ1.1m前後の掘形に、井戸枠が残存する。井戸枠は一辺約70cmの方形を呈するもので、四隅に柱をたてこれに枘差しで横棧をほどこし、その外側に堅板をならべたものである。この井戸の掘形はS B 980の身舎側柱の掘形を破壊して掘り込んでいる(P L. 12)。

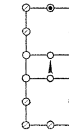
S E 979 (P L. 4) H東地区。東西3.5m, 南北4m, 深さ1.2mの掘形に井戸枠をとどめる。井戸枠は一辺約1.6mの方形を呈し、四隅に柱をたてる型式。隅の角柱の内側の隅角に溝をつけ、そこに長さ1.4m前後、幅25cm, 厚さ3cmの横板をおとし込む。これを外枠とし、内にもうひとつの枠をつくる。内枠は先を尖らした角柱を四隅に打ち込み、側に枘穴を穿って横棧をいれたものである。底には直径10~20cm程度の礫を敷く。井戸の四隅に上屋の礎石らしい人頭大の河原石があるが、隅柱の直上にある。廃絶時の埋土のなかからは瓦, 土器, 土馬, 富寿神宝などが出土した(P L. 12)。

S B 986 (P L. 5) H東地区。7間×2間以上(17.5×5.1m以上)の西廂南北棟建物。東側柱以東は発掘区外にのびて不明である。柱間は桁行の南北両端間が9尺, その他は8尺。梁行8尺, 廂9尺。重複関係からすれば、S B 987よりも新しい。柱穴は小さく不整形のものが多い。

S B 987 (P L. 5) H東地区。3間以上×4間(8.0以上×11.9m)の南北廂東西棟建物。桁行では3間分を検出したにとどまり、東妻柱は発掘区外に延びる。柱間は桁行9尺, 梁行10尺, 廂10尺である。柱掘形は方1.0~1.2m前後, 深さ0.6m前後。柱抜取痕跡のあるものでは、瓦片が多数つまっていた。またこの建物の西側での瓦堆積は多く、瓦葺の建物であったことがうかがわれる。



S B 988 (P L . 5) H東区。5間×2間(12.7×5.0m)の南北棟建物。柱間は8.5尺の等間。南から2間目と3間目の柱筋中央に柱穴をもうける。柱穴の重複関係ではS B 987よりも新しい。



S B 989 (P L . 5) H東地区。4間以上×3間(8.8以上×6.3m)の南廂東西棟建物。柱間は桁行の西から3間が8尺, 4間目が5.5尺。梁行は北から1間が8尺で, その南と廂は6.5尺。西から3間目と4間目の柱筋に仕切の柱穴がある。身舎の南側柱の2穴は検出していない。柱穴はいずれも小さく, S B 987によって破壊されているものがある。

S A 990 (P L . 5) H東地区。9間以上(20.7m)の東西方向にのびる柵。東端はS E 991の掘形によって破壊され, 西端は発掘区外にのびる。柱間は8尺等間の部分と不揃いの部分とがある。S B 984の柱掘形が切込む柱穴があり, この付近ではもっとも古い遺構である。

S E 991 (P L . 5) H東地区。2.2×1.9m, 深さ2.9mの東西に長い掘形に方形の井戸枠がのこる。井戸枠は一辺0.9mで, 四隅に角柱をたて, 横棧を納差にして外側に堅板をならべる。廃絶時の埋土から土器や瓦片が出土した(P L . 12)。

S B 982 (P L . 5) H東地区。3間×2間(5.4×4.5m)の東西棟建物。柱間は桁行6尺, 梁行7.5尺。

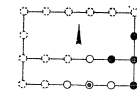


S B 983 (P L . 5) H東地区。1間以上×2間(1.5以上×3.6m)の建物である。隣接するS B 984と同時に建てられたものとみられることから, 2間×2間の方形建物とかがえる。柱間は東西5尺, 南北6尺。

S B 984 (P L . 5) H東地区。2間×2間(3.6×3.6m)の方形建物。柱間は6尺等間。

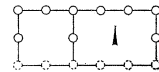


S B 985 (P L . 5) H東地区。3間以上×2間以上(7.2×5.4m)の南廂東西棟建物。建物は西方と北方が発掘区外にのびる。柱間は身舎桁行8尺, 梁行8.5尺, 廂9.5尺。4穴に柱根をのこす。重複関係からはS B 983, S B 984よりも古い。



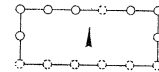
S B 999 (P L . 5) H中央地区。2間×1間(3.6×2.1m)の南北棟建物。

S B 861 (P L . 6) H中央地区。5間×1間以上(15.0×3.0m以上)の東西棟建物。西から2間目の柱筋に仕切りの柱穴をもうける。南側柱は発掘区外にある。柱間は10尺等間。柱穴の1穴には, 角材を十字に組む礎板があった。建物の規模や重複関係からS B 862の後身建物であることがわかる。



S B 862 (P L . 6) H中央地区。5間×1間以上(15×2.9m以上)の東西棟建物。柱間は10尺等間。S B 861の前身建物。

S A 863A (P L . 6) H中央地区。全長14間(30.5m)の東西方向の柵。柱間は7尺前後で, 完数にならない。



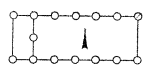
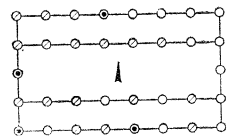
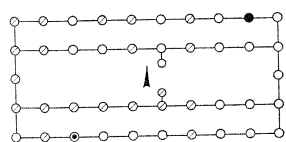
S A 863B (P L . 6) H中央地区。全長13間(28.7m)の東西方向の柵。柱間は7.5尺の等間。S A 863—Aの後身柵。

S A 961 (P L . 6) H中央地区。全長15間(31.0m)の東西方向の柵。未検出の柱穴が2穴ある。柱間は7尺等間。

S A 870 (P L . 6) H中央地区。南北方向の柵。15間分(26.8m)を検出するが, 南は発掘区外にのびる。柱間は不揃だが, 平均6尺等間。北から5間から8間までを側柱としてS B 994が付設されている。

S B 994 (P L . 6) H中央地区。3間×1間(5.1×2.1m)の南北棟建物。西側柱としてS A 870をもちいた小建物。

II 遺 跡



SB 864 (P.L. 7) H中央地区。9間×4間 (26.64×12.0m) の南北廂東西棟建物。柱間は10尺等間。東から4間目の柱筋に間仕切りの柱穴がある。柱抜取痕跡があるが、廂の柱穴には直径17cm程度の柱根をとどめるものがあった。また、礎板を挿入する例もある。重複関係からSB 882の前身建物であることがわかる。

SB 882 (P.L. 7) H中央地区。7間×4間 (20.7×11.8m) の南北廂東西棟建物。柱間は10尺等間。柱穴には、花崗岩や河原石、板材などを礎板として入れたものがある。SB 864とほぼ同位置で重なり、SB 864を縮小して建替えた後身の建物である。

SB 962 (P.L. 7) H中央地区。6間×2間 (13.5×4.8m) の東西棟建物。柱間は不揃だが、平均すると桁行7.5尺、梁行8尺。東西の妻柱位置には柱穴がなく、西から1間目の中央に柱穴がある。重複関係からはSB 882よりも新しい。

SB 963 (P.L. 7) H中央地区。5間×2間 (8.9×4.0m) の東西棟建物。柱間は桁行6尺。梁行は13.5尺を2つ割りである。東から3間目の柱筋に間仕切りの柱穴がある。重複関係ではSB 962よりも新しい。

SB 964 (P.L. 7) H中央地区。4間×2間 (9.6×3.5m) の東西棟建物。柱間は桁行8尺、梁行6尺、ただし妻中央柱は東西ともに検出していない。柱穴は小さく、SB 965と重複するものがあるが、前後関係は判明しなかった。

SB 965 (P.L. 7) H中央地区。3間×2間 (7.2×3.6m) の南北棟建物。柱間は桁行8尺、梁行6尺。一部の柱穴では平瓦を柱根の下に敷いたものがある。

SA 865 (P.L. 7) H中央地区。全長12間 (28.5m) の東西方向の柵。柱間は8尺等間。柱掘形は小さく不揃いである。西端はSA 887と結び、東端から2間目でSA 1045と結ぶ。

SA 887 (P.L. 7) H中央地区。3間 (6.8m) の南北方向の柵。南端でSA 865と結ぶ。

SA 1045 (P.L. 7) H中央地区。2間以上 (4.5m以上) の南北方向の柵。南はSA 865の東から2間目と結び、北は発掘区外にのびる。

SB 866 (P.L. 7) H中央地区。3間×3間 (5.2×4.05m) の東西棟建物。ただし、東妻が3間で、西妻を2間とする。柱間は桁行6尺、東妻の梁行中央間5.5尺、両脇間4尺、西妻は9.5尺と4尺にわける。柱根が6本残存。

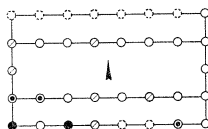
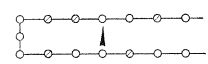
SB 867 (P.L. 7) H中央地区。6間×2間 (16.2×5.0m) の東西棟建物。柱間は桁行9尺。梁行は西妻で8尺と9尺。ただし、西妻中央柱穴は西から2間目の柱筋にあり、東妻の中央柱を欠く。SB 962と同じ構造である。

SB 868 (P.L. 7) H中央地区。6間以上×2間 (17.8以上×3.8m) の東西棟建物。東方は発掘区外にのびる。柱間は桁行10尺、梁行6.5尺。

SB 869 (P.L. 7) H中央地区。7間×4間 (20.7×11.9m) の南北廂東西棟建物。柱間は10尺等間。北廂の大半は発掘区外にのび、南廂の2穴は検出していない。2穴に柱根がのこるが、抜きとっているものもある。また、角材や長方磚を礎板とするものもある。

SA 1051 (P.L. 7) H中央地区。東西方向の柵。2間分 (4.2m) を検出するが、東西ともに発掘区外にのびる。

SA 884 (P.L. 8) H中央地区。南北方向の柵。4間分 (8.5m) を検出。



2 遺 構

- | | |
|---------------|-----------------|
| 1 暗灰褐色粘質土 | 9 灰色砂質粘土 |
| 2 灰色砂混り粘質土 | 10 青灰色砂 |
| 3 灰色粘土混り砂質土 | 11 黄褐色砂質土 |
| 4 褐色粘土混り砂質土 | 12 灰褐色砂質土 (床土) |
| 5 灰白色砂質土 | 13 黄褐色粘質土 (床土) |
| 6 暗灰色砂質土 | 14 黄褐色砂質土 (床土) |
| 7 灰褐色土 | 15 暗灰色粘質土 (旧耕土) |
| 8 褐色粘土混り灰色砂質土 | 16 校庭整地土 |

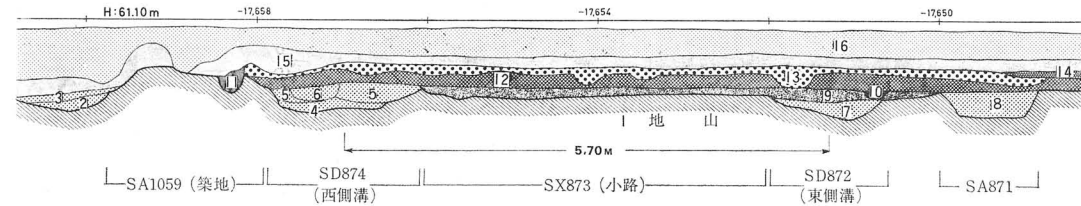


fig. 7 SX873断面図

SA 885 (PL. 8) H中央地区。南北方向の柵。全長6間(12.3m)を検出。南端はSA886と結ぶ。

SA 886 (PL. 8) H中央地区。東西方向の柵。2間(6m)を検出。西端はSA885と結ぶ。

SX 896 (PL. 8) H中央地区。直径で90cm程度の花崗岩3個が、2穴のなかにある。上面が平坦なことから礎石として利用されたもののようであるが、本来の位置ではなく、耕作時に穴を掘りこんで埋めたもののようである。

SA 871 (PL. 8) H中央地区。南北方向の柵。17間(35.5m)を検出するが、両端は発掘区外にのびる。柱間は7尺等間。SD872に沿っており、坪内の外周を画する柵。柱掘形は一边1m内外の方形で、柱筋がよくとっている。

SD 872 (PL. 8) H中央地区。南北方向の溝。幅1.1~1.6m、深さ25~30cm。部分的に深まるところもある。溝内には灰褐色土が堆積し、少量の遺物を含むが、砂などの堆積はなく、常時水が流れた形跡はない。SX873の東側溝(fig. 7)。

SX 873 (PL. 8) H中央地区。南北方向の通路。路面幅5.6m程度で、南北は発掘区外にのびる。路面を舗装した痕跡はなく、地山面で検出。なお、SD872とSD874との心点距離は6m内外で、坪を画する南北方向の小路である(fig. 7)。

SD 874 (PL. 8) H中央地区。南北方向の溝。幅1.1~1.8m、深さ25~40cm。最下に褐色粘土混り砂質土があり、その上に灰白色砂質土が重なり、部分的に暗灰色砂質土が堆積するが、水の流れた形跡はない。SX873の西側溝(fig. 7)。

SA1059 (PL. 8) H中央地区。南北方向の築地。幅2m前後、高さ10cm前後である。基部は地山を削りだしたものであるが、部分的に積土を行っている。十坪の東限を画する築地。

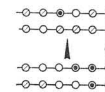
SK 894 (PL. 8) H西地区。大小6穴の土壌である。灰色粘土、灰色砂質土などが堆積するが、遺物は包含していない。

SA 889 (PL. 8) H西地区。南北方向の柵。全長7間(13.3m)の小柱穴列。

SB 875 (PL. 8) H西地区。7間×3間(18.8×7.2m)の西廂南北棟建物。柱間は身舎桁行の北2間が8尺、南5間が9尺、梁行8尺、廂8尺。柱穴は小さく、建物方位は北で東にふれている。5穴に柱根がのこる。

SB 876 (PL. 8) H西地区。5間以上×4間(9.0以上×7.8m)の南北廂東西棟建物。柱間は桁行6尺、身舎梁行7尺、廂6尺。

SE 877 (PL. 9) H西地区。一边2.3mの方形掘形に方形の井戸枠をとどめる。井戸枠は12段残存している。それぞれの板は、長さ1.1m、幅20~25cm、厚さ8cm前後の板で、木裏を手斧、木表を鉋で仕上げ、墨打ちを行って、木口に凹凸の柄差しの仕口を行う。枠は井桁に組



Ⅱ 遺 跡

ものであるが、各板の外面に墨書で番付けを行っている。井戸の底には玉砂利を25cm程度の厚さに敷く。その上面に、完形の土器、木器などが存在している。堆積土はおおむね砂質土であるが、上部では暗灰色の粘土がつまる(PL. 12)。

SA 878 (PL. 8) H西地区。全長5間(8.8m)の東西方向の柵。方位は東で南にふれている。

SB 879 (PL. 8) H西地区。4間以上×2間(8.2以上×5.9m)の東西棟建物。西方は発掘区外にのびる。柱間は桁行7尺、梁行10尺。柱穴の底には板片を敷いて礎板としている。

SK1052 (PL. 10) H中央地区。十五坪北辺にかたまってある6穴の土壌。埋土は青灰色砂および、赤褐色土で遺物はほとんどない。

SD1057 (PL. 10) H中央地区。幅約3m、深さ約45cm。SX1060の北側溝か。

SD1058 (PL. 10) H中央地区。幅約2m、深さ43cm。暗青灰色の粘土が堆積している。SX1060の北側溝か。

SX1060 (PL. 10) H中央地区。SD1057とSD1058で挟まれる幅4.5mの部分。十五・十六坪を境する東西方向の小路の可能性があるが、2溝の間に築地を想定すれば十五坪の北限ともかんがえられる。検出範囲が狭く不確かである。

3 占地と時期区分

占 地 (PL. 1) 調査で検出した奈良・平安時代の遺構が、平城京の条坊のなかでどのように位置づけられるであろうか。まず条坊関係からみてみよう。H中央地区で検出したSX873の心は、平城宮朱雀門心から国土方眼方位で東へ932.12mの地点にある。これに朱雀大路の国土方眼方位に対する振れN15' 41'' Wの修正をくわえると*、朱雀大路との心心距離は931.26mとなる。この距離は条坊計画による1坊幅(1,800尺)+3坪幅(1,350尺)=3,150尺とみられ、この場合の単位尺は29.59cmとなる。つまり、SX873は左京二坊十・十五坪を画する小路に相当するのである。小路の幅はすでにのべたように側溝心で20尺である。さらに一坊大路と二坊大路の計画幅を1,800尺に仮定し、仮想二坊大路の心から、H地区の東方拡張区で検出したSD1000までの距離をはかると、8.9mとなる。これが二坊大路の½幅であり、全幅は約18mということになる。このようなことから、十五坪の東西幅を推測すると、坪の計画幅(450尺)－小路½幅(10尺)－大路½幅(30尺)=410尺となる。さきに調査が行われている二条大路計画線と、H中央区北拡張部分で検出したSD1057、SD1058間の中点との距離を国土方眼座標を介して求めると137.02mで、換算すると463.1尺になる。いま、この2溝にはさまれる部分を東西方向の小路(SX1060)とみなし、坪の計画寸法を460尺とすることも可能であるが、東西方向と南北方向で坪割りの基準がことなることになる**。他方、この部分を坪をめぐる築地にあて、小路をSD1057の北側に想定すれば、南方のSA961までの距離は59.3mとなる。これは200.4尺にあたりSA961が坪を南北に2等分することになる。両者のいずれをとるか、今後さらに確実な遺構の検出をまって判断したい。

*奈良市『平城宮朱雀大路発掘調査報告書』1974 P.21

**『平城宮発掘調査報告Ⅱ』P.99

十五坪の時期区分 (fig. 8・9) 調査によってH中央・東地区が十五坪のほぼ中心にあたり、そこに多数の遺構が重複していることが明らかになった。このような遺構を時期別に分類する必要がある。それらの遺構は一様に灰褐色砂質土層面で検出したものであり、層位によって時期区分を行うことはできない。このため、遺構の重複関係を基礎にし、建物間隔などを加味して時期区分を行った。その結果、大きくA～Dの4期にわかれ、各期のなかはそれぞれ小期に細分することができる。

A1期 建物7棟 (SB862, SB864, SB868, SB974, SB980, SB994, SB989), 柵8条 (SA870, SA961, SA969, SA975, SA990, SA1003, SA1004), 溝5条 (SD872, SD874, SD1000, SD1057, SD1058), 井戸1基 (SE968), 道路1条 (SX873) がこの期に属する。すでにのべたように、坪を画する小路および側溝 (SX873, SD872, SD874, SD1000, SD1057, SD1058) はこの期に形成されている。中心になる建物は、SB864とSB980とである。それらは南北、あるいは四面に廂をもち規模が大きい。2棟の建物は建物の中心をそろえて東西にならび、その心距離は170尺となる。SB864の南50尺の位置、つまり坪のほぼ中央にSA961をもうけ南85尺にはSB862を配する。SB862はSB864と柱筋をそろえ、その桁行は東西で各2間を減じている。SB864の北60尺の位置にSB868がある。この建物もSB864と柱筋が一致し、西妻筋も一致していることから9間の桁行が想定されよう。SB864の西妻から西方へ15尺の位置にもうけるSA870はSB864とSB862の西面を遮蔽する柵であり、SB864に近い部分に小屋のSB994をもうける。この時期には坪の西面を画するSA871はまだもうけられておらず、SB864の中心から西方115尺あたりに十坪の東辺と同じように築地がもうけられたものと想定する。さらに、SB864の中心から115尺には東西の建物群を画する南北方向の柵SA969があり、SB864は西辺の築地とSA969の画する敷地の中央に配されている。坪の北辺に位置するSD1058は、遺構をとどめないが、東西方向の小路にともなうSD1057にそってもうける築地の南側溝である可能性もある。

SB980の南方100尺の位置に、東西の妻柱筋をそろえるSB974がある。SB974に関連するSA1004, SA975, SA1003も同時期とみられよう。この柵の西側に位置するSE968は西方群の建物に属する。SB980の北方、SB989は、他の建物との規格をことにするが、この時期

3 占地と時期区分

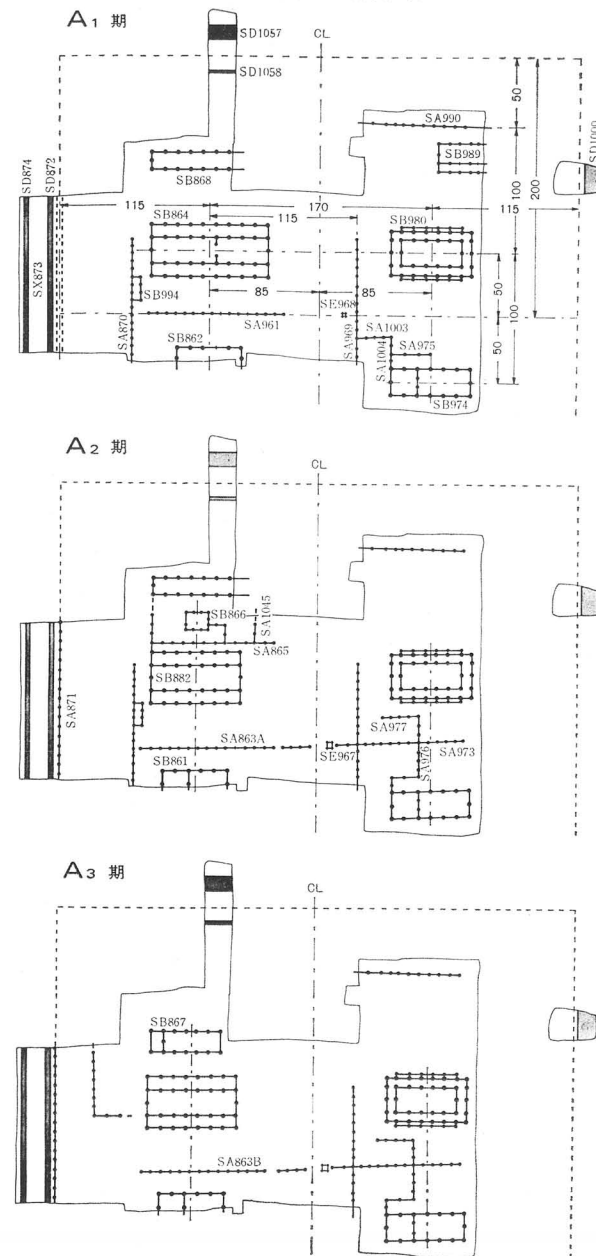


fig. 8 十五坪建物配置変遷図 I
15

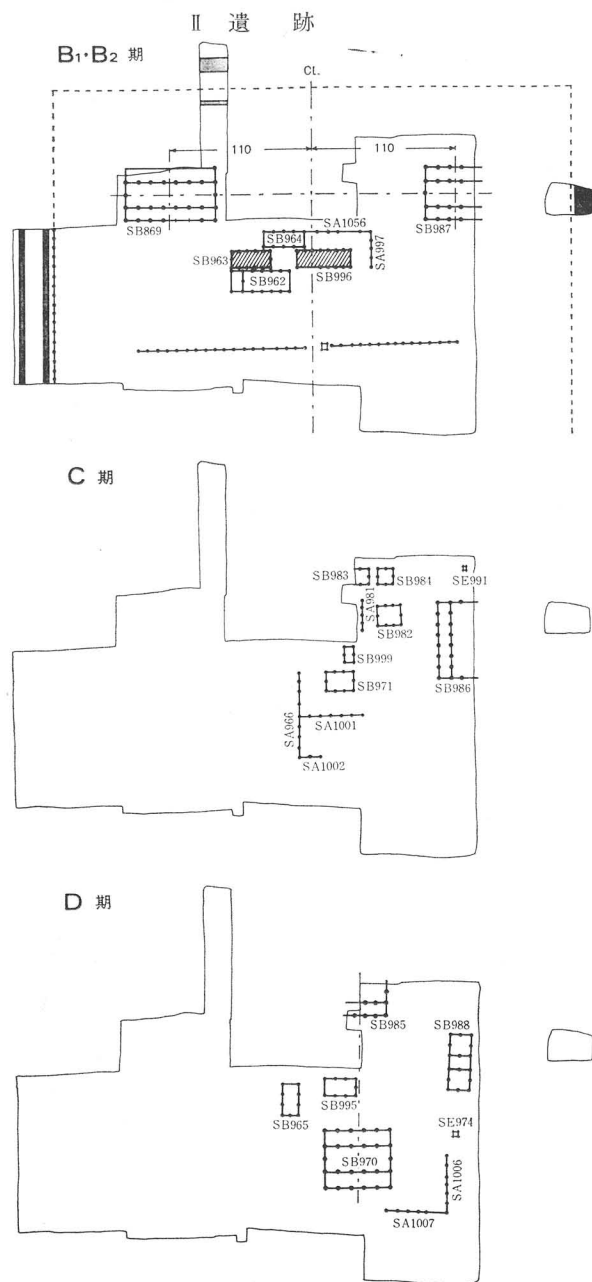


fig. 9 十五坪建物配置変遷図Ⅱ

あるいはつぎの時期に属する。SB980の北方100尺の位置にSA990があり、これが検出した建物群の北面を画している。この群の西延長部分とみられる柱穴を柵中央地区北拡張区で検出していないことからすれば、北面のすべてにおよぶものではない。

以上のようなことから、この時期の建物配置は坪の中心から東西に85尺を振りわけ、それぞれの中軸線をきめ、南北に並列する3棟の東西棟建物を配したことになる。この場合、規模の大きいSB864、SB980を中心建物とかがえてよい。SA870、SA969、SA990は建物群をかこむ内柵ともいうべきものである。しかし、内柵は完全に建物群を包囲せず、断続して存在することから、坪の内部を $\frac{1}{2}$ あるいは $\frac{1}{4}$ に区分するものではない。さらに坪の中央から、北方のSA990と同様に150尺を南にとり、南面の柵を想定するならば、SB862、SB974の南方にいま1棟の建物を想定することは可能であるが、存在の有無は不明である。いずれにせよ内柵内には小さな雑舎はもうけていない。

A2期 建物の基本配置はA1期を踏襲する。東方建物群では一部に柵の改修を行う程度であるが、西方建物群では大改造を行う。

西方建物群においてはSB864の桁行を7間に縮めてSB882をたて、それにしたがって南方のSB862も西へよせてSB861に改める。SA961は約6尺南方へ移動してSA863Aをつくり、東方へ延長する。SE963も規模を大きくしてSE967を掘る。SB882の北方では、A1期以来のSB868とのあいだに小さな建物(SB866)をもうけ、これをかこむようにしてSA887、SA865、SA1045をめぐらす。坪の西辺ではSB882の中心から115尺の位置に南北方向の柵SA871を新たにもうける。

東方建物群ではSB980とSB974はなお存続し、その間に介在する柵の位置を変更する。それはSA1004とSA1003を廃し、SA975を縮めてSA976、SA973、SA977をもうけることである。SA973は若干方位が振れるが、SA863Aと柱筋をあわせている。

A3期 A2期建物の改修である。この時期ではSB866、SB868を廃し、SB882の北側柱から20尺をへだててSB867をたてる。と同時に建物2棟にともなうSA887などの4条の柵を廃し、SB882とSB867の西面を大きくかこむSA886、SA885をつくる。またSB882の南にあるSA863AもSA863Bに変更する。

B 1 期 この時期に属する遺構は、建物 4 棟 (S B 869, S B 962, S B 964, S B 987), 柵 5 条 (S A 863 B, S A 871, S A 997, S A 973, S A 1056), 溝 5 条 (S D 872, S D 874, S D 1000, S D 1057, S D 1058), 道路 1 条 (S X 873), 井戸 1 基 (S E 967) であり、A 期の主要な建物は廃し、以前とはことなる建物配置をとる。S A 863 B, S E 967, S A 973 は依然として存続するが、それら以南はまったくの空地となる。主屋とみられる 2 棟の 2 面廂建物 (S B 869, S B 987) は北方に移動し、柱筋をそろえて東西にならぶ。S B 987 は東で南へ若干振れるようである。S B 987 の桁行を 5 間にするならば、主屋である 2 棟間の距離は 220 尺であり、坪の心から東西に 110 尺を振りわけたとみてよい。2 棟の南面においては、S A 863 B, S A 973 までの間を空地とし、建物にはさまれる区域に小規模建物およびそれらをかこむ柵である S A 997, S A 1056 を配置している。

この時期の特色は建蔽率がきわめて低いことである。主屋の北側に A 期で存在したほどの付属屋を想定することはできない。またこの時期では、以前にあった 3 棟の東西棟建物を南北に並列にするという原則はみられない。しかしながら、坪の中心から同規模の建物を東西に並置するという原則はなおひきつづいて存続しているようである。

B 2 期 建物配置は基本的には B 1 期と変わらないが、中央の付属建物に改修を行う。S B 92 と S B 964 の 2 棟を廃し、それにかえて S B 963, S B 96 をたてる。この 2 棟は臨棟間隔 20 尺をおき、柱筋をそろえて東西にならぶ。

C 期 この時期に属するのは建物 6 棟 (S B 971, S B 982, S B 986, S B 983, S B 984, S B 999), 柵 4 条 (S A 966, S A 981, S A 1001, S A 1002), 井戸 1 基 (S E 991) である。B 期の構築物はすべてなくなり、建物などは坪の東北隅にまとまる。この時期には条坊小路が廃絶している可能性と坪が東西に 2 分されている可能性がつよい。S B 986 が廂をもつ唯一の建物で、おそらく主屋であろう。その北側に S E 991 を掘り、西方に S B 971, S B 999, S B 982, S B 983, S B 984 を配するが、いずれも小規模建物である。北辺の S B 983 は西方が未発掘であるが、S B 984 と同様に 2 間×2 間の建物であろう。建物群の西南は柵で画するが不規則である。ただ、S A 966 は坪のほぼ心にあたり、この時期になって坪を東西に 2 分する証拠でもある。

D 期 この時期に属する遺構としては、建物 5 棟 (S B 970, S B 965, S B 985, S B 988, S B 995), 柵 2 条 (S A 1006, S A 1007), 井戸 1 基 (S E 974) がある。C 期と同様に坪の東側に建物を配置するが、配置はまったくことになっている。また、坪の小路はこの時期に完全になくなる。南廂の柱筋を坪の中央にそろえ、2 面廂東西棟建物 (S B 970) をたてる。これが主屋である。その北に、S B 970 の心から 50 尺の位置に南側柱をおき、S B 970 の西妻柱と柱筋をそろえる S B 995 がある。S B 970 の北方 130 尺の位置に S B 985 がある。かりに S B 985 を桁行 5 間に想定するならば、建物の中心が一致する。この 2 棟はいずれも身舎柱間にくらべて廂柱間が広いという特徴をもつ。S B 995 の西には南北棟の S B 965 をおく。S B 970 の東に S E 974 がある。S E 974 の北方に S B 988 を配しているが、この建物の妻柱筋は井戸の心と一致している。S B 970 の東南隅をかこむように S A 1006, S A 1007 がある。D 期では A 期のように 2 棟の主屋を東西に並置するのではなくて南北に重列する状況がうかがえる。

II 遺 跡

坪名	時期	建物	棟方向	規模・扉	桁行m(尺)	梁行m(尺)	扉m(尺)	備 考
十坪		S B875	N・S	7×3 W	18.8(61)	7.2(24)	2.4(8)	方位振れる
		S B876	E・W	5α×4 N・S	9.0(30)α	7.8(26)	1.8(6)	〃
十五坪	A期	S B864	E・W	9×4 N・S	26.64(90)	12.0(40)	3.0(10)	間仕切
		S B862	E・W	5×1α	15.0(50)	2.9(10)α		
		S B868	E・W	6α×2	17.8(60)α	3.9(13)		
		S B994	N・S	3×1	5.1(17)	2.1(7)		
		S B980	E・W	7×4 四面	18.0(59)	10.2(34)	2.1(7)	緑
		S B974	E・W	6×2	17.7(60)	6.0(20)		間仕切
		S B989	E・W	4α×3 S	8.8(29.5)α	6.3(21)	19.5(6.5)	
		S B882	E・W	7×4	20.7(70)	11.8(40)	2.95(10)	
		S B861	E・W	5×1α	15.0(50)	3.0(10)α		間仕切
		S B866	E・W	3×3	5.2(18)	4.05(13.5)		
		S B867	E・W	6×2	16.2(54)	5.0(17)		西妻柱 一間東寄り
	B期	S B869	E・W	7×4	20.8(70)	11.9(40)	2.98(10)	
		S B987	E・W	3α×4 N・S	8.0(27)α	11.9(40)	2.98(10)	
		S B962	E・W	6×2	13.5(45)	4.8(16)		西妻柱 一間東寄り
		S B964	E・W	4×2	9.6(32)	3.5(12)		
		S B963	E・W	5×2	8.9(30)	4.0(13.5)		
	C期	S B996	E・W	7×2	12.4(42)	4.1(14)		
		S B986	N・S	7×2α W	17.5(58)	5.1(17)α	2.7(9)	
		S B983		1α×2	1.5(5)α	3.6(12)		
		S B984		2×2	3.6(12)	3.6(12)		
		S B982	E・W	3×2	5.4(18)	4.5(15)		
	D期	S B999	N・S	2×1	3.6(12)	2.1(7)		
		S B971	E・W	3×2	6.3(21)	4.4(15)		
		S B970	E・W	5×4 N・S	15.0(50)	13.0(44)	3.5(12)	
		S B985	E・W	4α×3α S	7.2(24)α	5.4(18)α	2.85(9.5)	5間の可 能性あり
		S B995	E・W	3×2	7.2(24)	3.6(12)		
		S B965	N・S	3×2	7.2(24)	3.6(12)		
		S B988	N・S	5×2	12.7(42.5)	5.0(17)		

Tab. 2 6 A F I-H区主要建物一覧表

十 坪 十坪で検出した奈良・平安時代の遺構には、建物3棟(S B875, S B876, S B879), 柵2条(S A878, S A889), 築地1条(S A1059), 井戸1基(S E877)がある。十坪の東を画する遮蔽物は、はじめから築地のみで、十五坪のように柵に変更した形跡はない。この築地は後世にも水田の畦畔として継続されている。建物3棟については層位や柱穴の状況, 方位の振れ, 位置などからすべてを同時期にすることはできない。S B879は柱掘形も大きく整っており, 奈良時代のものとみてよい。S A878は多少方位が振れるが, S B879の前面を画している。S E877は奈良時代前期につくられ末期に廃絶していることが, 遺物からわかる。S B876は桁行7間程度の東西棟建物に想定できるが, 方位は東で北へ振れている。S B875も北で東へ振れている建物で, 検出した層位によればS B876の方がS B875よりも古い時期のものである。

実年代の比定 十五坪の遺構に対する相対的な分期を行ってきた。つぎに柱穴などから出土した遺物にもとずき, 各時期の実年代の比定を試みよう。ただ井戸の出土品を除いて土器の多数は細片であり, 時期を確定することは必ずしも容易でない。

A 1 期 S E968, およびS E877の最下から神亀年間に比定できる土器が出土している。この事実とつぎのA 2, A 3期との関係から, A 1期の終りを神亀～天平初年(730年前後)におく。**A 2 期** とくに時期を決定する遺物はないが, A 3期の終りから逆算すれば, 天平末年頃(745年前後)に終るのであろう。

A 3 期 S B980の柱抜取穴から平城宮第Ⅲ期瓦(天平勝宝年間)の軒丸瓦である6282G, および平城宮SK219型式(763年頃)以前と推定しうる土器片が出土している。このことから, この時期の存続期間は750年を中心とする所に比定する。

B 1 期 S B869, S B987では瓦塼を礎板に転用している例があり, また柱抜取痕跡から平城宮第Ⅲ期の瓦(6282G, 6721K)が出土しており, この時期から瓦葺建物が出現することになる。このこととさきのS B980の廃絶時の土器から, この期の開始を760年代のはじめにおくことができる。B期の終りは, S B869, S E967に平城宮S E311A型式相当の土器があり, 780年頃にかんがえる。

C 期 S E991からは8世紀末～9世紀初頭の土器が出土しており, これを廃絶の時期にあてる。

D 期 S E979から富寿神宝や左京東三坊大路側溝のS D650B様式相当の土器が出土しており, 9世紀の中ごろに廃絶するとみてよい。